

決議案第 8 号

総合計画検討特別委員会の設置に関する決議の提出について

上記の決議を三田市議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出する。

平成 24 年 3 月 26 日

議会運営委員会委員長 厚 地 弘 行

総合計画検討特別委員会の設置に関する決議（案）

1 特別委員会の設置

地方自治法（昭和22年法律第67号）第110条及び三田市議会委員会条例（昭和35年三田市条例第2号）第4条の規定により、23名の委員からなる総合計画検討特別委員会を設置する。

2 調査事項

市民の皆さんと市議会及び市行政が共有できるまちづくりの目標を定める第4次三田市総合計画について調査する。

3 調査期限

総合計画検討特別委員会は、2に掲げる事項の調査が終了するまで閉会中もなお継続して調査を行うことができる。

以上、決議する。

平成24年3月26日

兵庫県三田市議会